

# 信州の宿 宿泊延期割 事業者マニュアル

2021年10月29日更新版



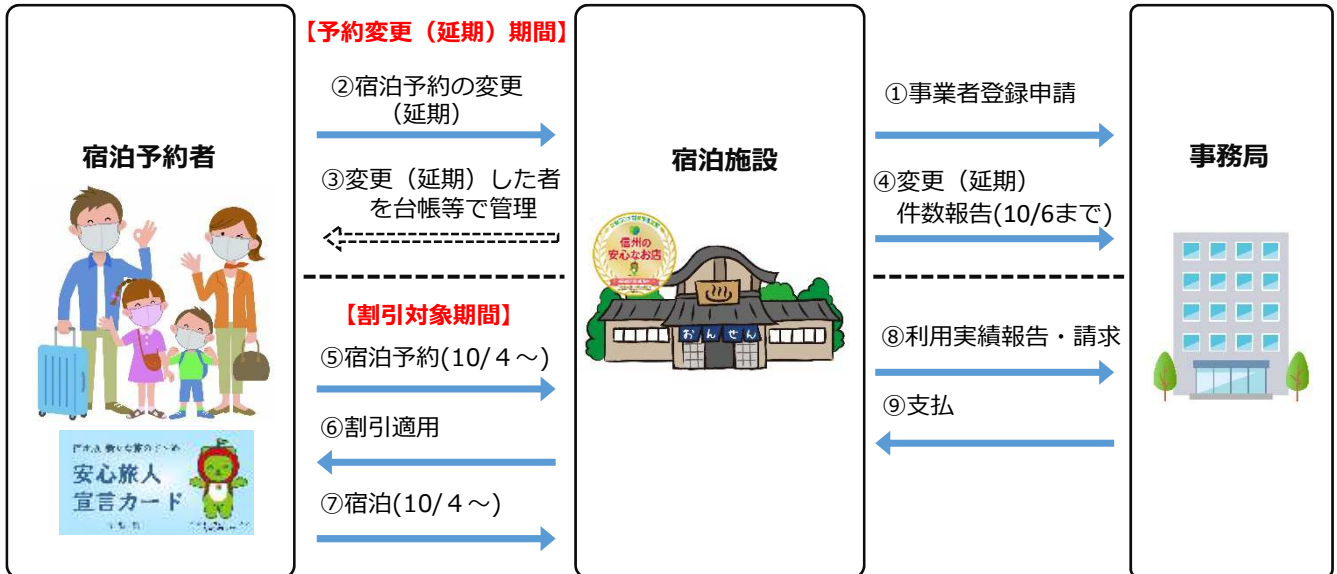
長野県観光部観光誘客課  
「信州の宿 宿泊延期割」担当

## 〈 事業概要 〉

### 趣 旨

新型コロナウイルス感染拡大期において、県内旅行者のうち宿泊の延期を申し出た者を対象に、将来の宿泊時、宿泊料金の割引を実施し、感染が落ち着いた時期に改めての来訪を促進します。

### 事業イメージ



### 割引内容

(1) 対象宿泊期間	令和3年9月3日(金)から同月26日(日)までの宿泊分
(2) 割引額	1人1泊あたり3,000円
(3) 割引利用期間	令和3年10月4日(月)から12月28日(火)までの宿泊分及び 令和4年1月10日(月)から1月31日(月)までの宿泊分(予定) ※感染状況により期間が変更となる場合があります

## 〈事業者登録について〉

本事業への参加を希望する事業者は、対象事業者としての登録が必要です。

### ア 対象事業者

県内の宿泊事業者で、下記のいずれにも該当する必要があります。

- ・旅館業法第3条第1項又は住宅宿泊事業法第22条第1項の許可事業者
- ・「信州の安心なお店認証制度」に登録している者（申請中の者も含む）。
- ・宿泊者に対し、信州版新たな旅のすゝめの「安心旅人宣言カード」の提示や携行など感染防止の協力を依頼できる者。
- ・事務局との間に生じるすべての手続きにおいて日本語で対応することができ、登録完了後に速やかに事業実施が可能であること。
- ・申込事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、長野県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。  
また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団等の反社会的勢力が、申込事業者の経営に事実上参画していないこと。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業を営んでいないこと。

### イ 事業者登録方法

電子申請（困難な場合は、様式提出による申込み）

### ウ 申込期間

令和3年9月3日（金）16時00分 から 9月26日（日）24時00分 まで

### エ 登録完了通知

電子申請の申込み後、登録完了通知とマニュアルをメールで送付します。

※メールをお使いでない事業者には、FAXまたは郵送で送付します。

### オ お問い合わせ先

長野県観光部観光誘客課「信州の宿 宿泊延期割」担当

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

電話番号：026-235-7231（受付時間：平日9：00～17：00）

FAX番号：026-235-7257

E-mail：shikitabi@pref.nagao.lg.jp

## 〈宿泊予約の延期受付について〉

対象事業者は、対象期間の宿泊予約を変更（延期）した旅行者を対象に、次回の宿泊時に宿泊割引を実施します。割引を行うためには、あらかじめ宿泊の延期をした方を台帳で管理してください。

### ア 割引対象者

全国の旅行者のうち、令和3年9月3日（金）から9月26日（日）までの対象施設での宿泊予約について、令和3年10月4日（月）から12月28日（火）及び令和4年1月10日（月）から1月31日（月）までの期間内への変更（延期）を申し出た者

※新型コロナウイルス感染状況により期間が変更となる場合があります。

### イ 割引額

1人1泊あたり **3,000円**

### ウ 割引適用上限数

対象事業者1施設あたり **500人泊**

**（上限を超えての申請には応じられませんので、ご注意ください。）**

### エ 割引対象者数の報告期限 及び 報告先

割引対象者リスト（様式第3号）をメールに添付して提出してください。

報告期限：**令和3年10月6日（水）24時00分**

報告先メールアドレス：[shikitabi@pref.nagano.lg.jp](mailto:shikitabi@pref.nagano.lg.jp)

割引対象者リスト（様式第3号）

様式第3号 割引対象者リスト（「信州の宿 宿泊延期割事業」）※この様式は、要綱第12条「割引対象者報告」・要綱第13条「割引対象者報告」に基づき作成されています。

- ・割引対象者ごと1人ずつ記入してください。
- ・【対象宿泊期間】…令和3年9月3日（金）宿泊分から9月26日（日）宿泊分まで
- ・【割引利用期間】…令和3年10月4日（月）宿泊分から令和4年1月31日（月）宿泊分まで（※除外期間あり）
- ・【割引利用除外期間】…令和3年12月29日（水）宿泊分から令和4年1月9日（日）宿泊分まで
- ・【県民応援前売割】、「信州割SPECIAL」事業等、長野県が行う宿泊割事業との併用はできません。
- ・上限500人泊を超える請求はできませんのでご注意ください。

割引対象者報告時（〆切10/6(水)）に記載します

※ 白いセルのみ入力してください

No	予約方法	宿泊者名	宿泊者居住地 (都道府県及び市町村)	連絡先	変更前の宿泊予定日 (対象宿泊期間に注意)		宿泊日数	予約変更受付情報 (延期、キャンセル)		割引対象者 を利用した 宿泊日数 (割引利用期間)		
					チェック イン	チェック アウト		変更受付日	変更泊数 (=割引泊数)		チェック イン	チェック アウト
例1	宿直接	長野 太郎	長野県 長野市	026-****-****	2021.9.10	2021.9.11	1	2021.9.4	1	2021.10.1	〃	
例2	宿直接	観光 花子	岐阜県 多治見市	080-****-****	2021.9.13	2021.9.16	3	2021.9.5	3	2021.10.1	〃	
1												
2												

※割引対象者数の報告時には、様式第3号の赤枠内に必要事項を記入し提出してください。

※割引対象者以外の方の情報は、様式に記載する必要はありません。

## オ キャンセル料について

延期割はキャンセル料の徴収を妨げるものではありません。延期割が適用できる場合であっても、キャンセル料の徴収は各事業者の宿泊約款及び運営方針に基づき決定してください。

## カ 「県民応援前売割」「信州割SPECIAL」を利用した宿泊予約について

**宿泊延期割は、「信州の宿 県民応援前売割」及び「県民支えあい 信州割SPECIAL」との併用が出来ません。**

延期した際の宿泊に「県民応援前売割」又は「信州割SPECIAL」をご利用いただけるお客様に対しては、「県民応援前売割」「信州割SPECIAL」のほうが、観光クーポンとセットになることでより高い割引率であることを説明し、ご利用を促してください。

## キ 割引券の実券について

当事業では、県及び事務局で割引券実券を発行しません。

割引対象者の把握は、各事業者が、台帳（割引対象者リスト、様式第3号）で管理してください。

割引対象者であることの“控え”をお渡しする目的で、お客様に対し割引券を発行しても構いません。

※割引券の制作に係る費用は事業者様のご負担となります。

※実券としては発行せず、メール等での通知をもって代えるという方法でも構いません。

### ○割引券作成上の留意点

- ・券面のデザインや大きさは、印刷方法は任意です。
- ・以下の必要項目を、券面（メールの場合は書面）に必ず記載してください。

割引券面の必要項目（下記①～⑥の内容をすべて）

- ①額面（1枚あたり3,000円）
- ②当事業の事業名「信州の宿 宿泊延期割」
- ③事業者名欄
- ④利用期間（利用できない期間、期日、曜日等がある場合は明記してください）
- ⑤利用者署名欄
- ⑥注意事項
  - 1人1泊につき、1枚までお使いいただけます。
  - 当館のみでご利用いただけます。
  - 長野県の他の宿泊割事業（県民応援前売割事業・信州割SPECIAL事業）との併用はできません。
  - 本券は、払戻し、または現金との引換えはしません。
  - 釣り銭は出ません（額面以下のお支払いではご利用できません）。
  - 本券の譲渡・転売はいかなる場合でも固くお断りします。
  - 休館・休業・緊急事態宣言の発出等により利用できない場合があります。
  - 宿泊を延期した者が割引券を実際に使用することができず、利用対象期間を経過した場合に被った損害について、当館及び長野県は責任を負いません。

## 〈割引利用等について〉

### ア 割引利用期間（予定）

令和3年10月4日（月）宿泊分～12月28日（火）宿泊分まで

令和4年1月10日（月）宿泊分～1月31日（月）宿泊分まで

※割引が適用とされない期間（令和3年12月29日宿泊分から翌年1月9日宿泊分まで）があるのでご注意ください。

※新型コロナウイルス感染状況により期間が変更となる場合があります。

### イ 割引適用方法

- ・マニュアルP4の割引対象者が上記期間内に宿泊した際、宿泊代金から3,000円を割引。
- ・割引を実施した際は、割引対象者リスト（様式第3号）の当該対象者欄に宿泊実績（宿泊日、宿泊数、宿泊代金等）の入力を行い、中間報告・実績報告にて報告します。

### 留意点

- ・県が行う宿泊割事業（「信州の宿 県民応援前売割」「県民支えあい信州割 SPECIAL」）との併用はできません。
- ・割引対象者1人1泊あたりの割引額は3,000円です。
- ・おつりを出すことができないため、宿泊代金が税込み3,000円未満の場合には、割引くことはできません。

#### 宿泊旅行代金には含まれないもの

##### ① 換金性の高いもの

- ・金券類（QUOカード、プリペイドカード、ビール券、おこめ券、旅行券や店舗が独自に発行する商品券等）
- ・鉄道の普通乗用券や特急券、回数券、普通航空券等
- ・収入印紙や切手

##### ② 上記のほか、県又は事務局が対象商品として適切でないと認められるもの

### ウ 感染防止対策の徹底について

- ・各施設で感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・お申込時に旅行者に対して長野県が作成した「安心旅人宣言カード」の提示及び携行などの依頼をしてください。

【掲載ページ 長野県HP】

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kankoki/sangyo/kanko/tabinosusume.html>

安心旅人宣言カード 見本



## 〈中間報告・実績報告、支援金の請求について〉

割引を実施した対象事業者は、割引対象期間の月ごとの利用状況について、中間報告または実績報告として事務局に報告する必要があります。また併せて、割引額の請求を行います。

### ア 割引利用の報告及び支援額の請求申請について

◎割引を行った支援額の中間報告・実績報告等は、申請フォームにて受け付けます。

「宿泊延期割」公式ホームページ内 <https://shinsyu-syukuhakuenki.jp/>

※申請フォームは、令和3年11月1日（月）10:00～ 開設

◎申請フォームによる報告が難しい場合は、書類一式を事務局へ郵送ください。

〒380-0921 長野県長野市栗田1000-1 長栄長野東口ビル1F  
信州の宿 宿泊延期割事務局 宛

### イ 中間報告・実績報告の報告 及び 支援金の請求期限

区 分	割引利用月	報告月	報告・請求期限
中間報告 (第13条)	10月割引分 (10/31宿泊分まで)	11月	令和3年11月10日（水）まで
	11月割引分 (11/30宿泊分まで)	12月	令和3年12月10日（金）まで
	12月割引分 (12/28宿泊分まで)	1月	令和4年1月11日（火）まで
実績報告 (第15条)	1月割引分 (1/31宿泊分まで)	2月	<b>令和4年2月10日（木）（必着） （最終報告期限）</b>

- ・割引実績を取りまとめ、実績の報告及び割引額分の支援金の請求手続きをお願いします。
- ・申請内容を審査の上、適正と判断した請求については速やかにお振込みいたします。
- ・円滑な精算業務のため、報告期限は厳守いただきますようお願いいたします。特に、最終報告期限を過ぎると、支援金の請求の受付を行うことができないため、**令和4年2月10日（木）（必着）まで**に請求手続きを済ませるようにお願いいたします。

※上記期限を過ぎた場合の申請は、いかなる場合も受け付けることができませんので、ご注意ください。

### ウ 中間報告 及び 中間報告に係る支援金の請求

10月、11月、12月に割引を適用し、中間報告を提出する場合は、上記イの期限までに以下の様式を提出してください。割引実績のない場合には提出は不要です。

区 分	様 式 名
中間報告	・信州の宿 宿泊延期割事業 中間報告書（様式第4号）
中間報告に 添付	・割引対象者リスト（様式第3号）
	・信州の宿 宿泊延期割事業 割引利用確認書（様式第5号）
	・その他事務局が必要と認めるもの
支援金請求	・信州の宿 宿泊延期割事業 中間請求書兼委任状（様式第6号）

エ 実績報告

1月に割引を適用し、実績報告を提出する場合は、上記イの期限までに以下の様式を提出してください。（10月～1月にかけて割引実績がない場合にも実績報告は必要です）

区分	様式名
実績報告	・信州の宿 宿泊延期割事業 実績報告書（様式第7号）
実績報告に添付	・割引対象者リスト（様式第3号）
	・信州の宿 宿泊延期割事業 割引利用確認書（様式第5号）
	・その他事務局が必要と認めるもの
支援金請求	・信州の宿 宿泊延期割事業 支援金請求書兼委任状（様式第8号）

オ 割引対象者リスト（様式第3号）の記載について

- ・中間報告・実績報告時には、割引対象者の報告にも用いた「割引対象者リスト（様式第3号）」に割引対象者ごと、割引実績（宿泊日、宿泊数、割引額等）を記載します。
- ・宿泊期間が複数になる場合（例：10月と1月に宿泊）は、同じ行の各月の利用分に記載します。（様式第3号の記載例「例2」を参照してください）

割引対象者の宿泊日を記載

宿泊が複数期間ある場合は備考に記載

中間報告・実績報告時に記載します  
↓中間報告・実績報告 入力箇所にご注意ください↓

割引対象者が割引を利用した宿泊 (割引利用期間に注意)		中間報告 (10月宿泊利用分)			中間報告 (11月宿泊利用分)			中間報告 (12月宿泊利用分)			実績報告 (1月宿泊利用分)		備考	
		割引泊数	1泊あたりの宿泊代金 (割引前税込)	割引額	割引泊数	1泊あたりの宿泊代金 (割引前税込)	割引額	割引泊数	1泊あたりの宿泊代金 (割引前税込)	割引額	割引泊数	1泊あたりの宿泊代金 (割引前税込)		割引額
2021.10.18	2021.10.19	1	6,000	3,000		0		0				0		
2021.10.18 2021.11.15	2021.10.19 2021.11.17	1	4,000	3,000		0		2	5,000	6,000		0		宿泊延期した3泊分を1泊と2泊に分けて利用しました。
			0	0		0		0		0		0		

10月割引分はこちらに記載

11月割引分はこちらに記載

12月割引分はこちらに記載

1月割引分はこちらに記載

※割引対象者数の報告時には、様式第3号の赤枠内に必要事項を記入し提出してください。



## カ 割引利用確認書（様式第5号）

割引を実施する際、割引対象者に割引利用確認書の記入をお願いしてください。  
 割引確認書の提出がない場合や、以下の①・②に不備がある場合には、  
精算ができませんので、ご注意ください。

事務局に提出する際の必須項目

### ① 割引対象者の記入箇所

・ 家族やグループで宿泊する場合、代表者の方に記入をお願いしてください。

### ② 対象事業者の記入箇所

- ・ 事業者様が記入をお願いします。
- ・ 割引対象者に対して割引を行ったことを確認するため、割引対象者リスト（様式第3号）の左端の番号（No.）を割引利用確認書下部の枠内に記載するようにしてください。（割引対象者全員分の番号の記載が必要です。）

「信州の宿 宿泊延期割事業 割引利用確認書」

私は、信州 宿泊延期割事業に参画している宿泊施設において、下記のとおり割引を利用して宿泊しました。

宿泊者氏名 (代表者)			
代表者住所 (市区町村まで)			
宿泊日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	泊数	泊
宿泊人数 (利用対象者)	名 (内訳: 大人 名 / 子供 名 / 幼児 名)		
電話番号			
割引利用金額 ※宿泊施設記入 ※割引利用は 1人泊あたり 3,000円まで。	(割引利用人数)	(割引利用泊数)	(割引金額)
	_____ 人	× _____ 泊	× _____ 円
	=		_____ 円 (割引利用金額)

①割引対象者記入

②対象事業者記入

※別紙の宿泊割引事業（「私民の宿泊割引事業」及び「管轄別 SPECIAL 事業」）との併用はできませんのでご注意ください。

#### 【宿泊される方へ】

1. 本枠内の項目について、宿泊者ご本人（代表者）が直筆で記入をしてください。（原本書面の写しがない場合は、後述の宿 宿泊延期割事業の対象外とします。）
2. 当該宿泊者により取得した個人情報は、管轄 宿泊延期割事業においてのみ使用し、その他の目的のためには使用しません。
3. 当該宿泊者の配付の案内について、後日、管轄の宿 宿泊延期割事務局から郵送の連絡をさせていただく場合があります。管轄の宿 宿泊延期割事務局 026-235-7231

#### ※以下、宿泊施設記入

上記の内容について、相違ないことを確認しました。

令和 年 月 日

宿泊施設名  
代表者役職  
代表者氏名

上記宿泊代表者及び代表者以外の宿泊者は、割引対象者リスト（様式第3号）のうち、  
 No. \_\_\_\_\_ (リスト一連の番号を記載) に記載された割引対象者です。

割引対象者リスト（抜粋）

No	予約方法	宿泊者名	宿泊者居住地 (都道府県及び市町村)	〒
例1	宿直接	長野 太郎	長野県 長野市	026
例2	宿直接	観光 花子	岐阜県 多治見市	030-
1				
2				
3				
4				
5				

割引対象者リスト左端の番号（赤丸内）を記載します。

## 〈注意事項〉

### ■留意事項

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮し、宿泊業界が定める新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン等を参考に、安心・安全な販売手法に留意してください。
- ・不正利用が発覚した場合は、事務局は事実を確認の上、本事業で申請・利用した全ての支援金の返還を求めます。
- ・事務局にて定めたスケジュール等のルールに則り、適正な取り組みにご協力ください。
- ・事務局からの支援金額は、可能な限りすみやかにお支払いいたします。
- ・本事業は、国の交付金を活用した事業です。国の会計検査院の調査対象事業のため、事業で使用した証票類は報告時に提出の必要がないものについても、支援を受けた翌年度から5年間の保管をお願いします。

### ■不正利用の防止について

#### (1) キャンセルに伴う不正の防止

お客様が、割引期間の宿泊をキャンセルしたにもかかわらず、対象事業者が当該宿泊に係る支援金を請求していたことが発覚した場合、不正申請とみなし、支援金の全部又は一部の支払の停止、または支払済みの支援金についてその返還を求めます。

#### (2) 事務局における実績確認

各対象事業者からご提出いただく実績報告書類をもとに、事務局にてルールに則った取り組みがなされているか確認を行います。不正利用が発覚した場合は、一部または全部の支援を対象外とし、支援金の返還を求めます。また、ご報告いただいている内容が正当であるかの確認のため、事務局（または県）による対象事業者への立入検査や関係宿泊施設への宿泊実績確認を行う場合があります。

#### (3) ノーショウの防止

本事業の目的である将来の宿泊需要を確保し、宿泊施設等の事業継続支援という観点から、交通付き宿泊フリープラン等を購入するもの実際には宿泊しない、いわゆるノーショウの発生防止対策をお願いします。各対象事業者からの実績報告に基づく、事務局による実績確認において宿泊実績がないと認められると判断した場合は、支援対象外となります。

## 〈お問合せ先〉

【信州の宿 宿泊延期割精算事務局】 11/1より変更になります

〒380-0921

長野県長野市栗田1000-1 長栄長野東口ビル1F

電話番号：026-480-2653（受付時間 平日10:00～17:00）

メールアドレス：shinsyu.syukuhakuenki@gmail.com

H P <https://shinsyu-syukuhakuenki.jp/>

※10/29までのお問合せ先

長野県観光部観光誘客課 「信州の宿 宿泊延期割」担当

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

電話番号 026-235-7231（平日9:00～17:00）

FAX番号 026-235-7257

E-mail shikitabi@pref.nagano.lg.jp